

# なとりマイホーム 応援事業補助金

# のご案内



目 的

名取市外からの移住を促進し、名取市で永く生活を送っていただくため、 市が指定する特定エリアに令和5年以降、新たに住宅を購入した方に補助 金を交付します。

### 補助金額

25万円(新婚世帯、子育て世帯) 15万円(それ以外)

## 補助対象者

(①~⑤のいずれに も該当する世帯の 世帯主) ○新婚世帯:<u>婚姻日</u><sup>※1</sup>において夫婦共に39歳以下で、前年の<u>合計所得</u>

金額※2の総額が500万円未満の世帯

※1) 婚姻日:婚姻届を受理された日が令和5年3月1日以降の方

※2) 合計所得金額:給与所得・公的年金等に係る雑所得・事業所得

などの所得金額を合計した金額

○子育て世帯:申請日時点において18歳以下の子どもを扶養している世帯

①令和5年4月1日以降に特定エリアに住宅を購入した世帯

②住宅を登記した日から1年以内に転入又は転居した世帯

③住民票を異動した日から6年以上購入した住宅に定住する意思がある世帯

④市税を滞納していない世帯

⑤すべての世帯員が暴力団員ではない世帯

#### ○全域が対象となる地区

名取が丘地区、閖上地区、館腰地区、高舘地区、ゆりが丘地区、 那智が丘地区、みどり台地区、相互台地区

#### ○一部対象外の区域がある地区

増田地区:増田1丁目から9丁目、杜せきのした1丁目から5丁目まで

を除く区域

増田西地区:大手町1丁目から6丁目までを除く区域 下増田地区:美田園1丁目から8丁目までを除く区域

愛島地区:愛の杜1丁目から2丁目、愛島郷1丁目から2丁目、

愛島台3丁目を除く区域

※特定エリアは今後変更になる場合がありますので、HPにて最新情報 をご確認ください

## 特定エリア※

## 申請に 必要な書類

- · 交付申請書
- 誓約書
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ・当該住宅の位置図および平面図
- ·工事請負契約書等
- ・世帯員全員分の住民票
- ・世帯員全員分の納税証明書
- · 登記簿謄本
- ・外観から当該住宅の全体像が分かる写真(1枚以上)
- ・移住者アンケート
- ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(新婚世帯の方のみ)
- ○下記の場合、補助金の取り消し、返還が生じる可能性があります。
- ①5年以内に住宅を譲渡又は貸与した場合
- ②5年以内に住宅が滅失した場合
- ③5年以内に転居又は転出した場合
- ○リフォーム、建て替えは補助対象外です。

### 注意事項

- ○完全分離型の二世帯住宅はそれぞれの世帯主が申請可能ですが、台所 やトイレ、浴室などを共同使用している二世帯住宅は、どちらか1人 の世帯主しか申請できません。
- ○分筆して建て直した場合も補助対象外です。
- ○事務所兼居住用として住宅を購入した場合は、延べ床面積で2分の1 以上が居住用の住宅として利用されていれば対象になります。

制度の詳しい内容や〇&Aなどについては、市のHPをご覧ください。

新婚世帯、子育て世帯の方はこちら



(新婚世帯等マイホーム応援事業補助金)

それ以外の方はこちら



(マイホーム応援事業補助金)

#### ≪問い合わせ先・申請先≫

〒981-1292 名取市増田字柳田80

企画部なとりの魅力創生課(名取市役所3階)

電 話 022-724-7182 / FAX 022-384-9030